平成２２年（フ）第１８２４号
福岡市博多区那珂４丁目18番15―504号
債務者　海江田香寿美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２６号
福岡市博多区住吉３丁目２番３―105号
債務者　三宅　秀幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西６丁目158番地
債務者　萩原　　拓
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４５号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目９番17―401号
債務者　末永　浩次
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５６号
福岡市城南区金山団地21番401号
債務者　倉町　英晴
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５７号
福岡県春日市春日９丁目116番地
債務者　上瀧　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６５号
福岡市東区松田３丁目10番34号
債務者　吉岡　貴之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６６号
福岡県大野城市筒井４丁目13番24号　シャトルメゾン203号
債務者　井上　道江（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７０号
福岡市城南区七隈１丁目８番１号
債務者　増利　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７４号
福岡市西区十郎川団地17番404号
債務者　山口　克明
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７７号
福岡県糸島市白糸252番地
債務者　青木ツル子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８３号
福岡県春日市日の出町５丁目７番地ヒューマインド春日中央405号
債務者　阿比留春美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８６号
福岡市早良区小田部７丁目12番17―204号
債務者　大屋慎一郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９０号
福岡県大野城市下大利団地22番302号
債務者　重石　勝也
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３９号
福岡市南区西長住２丁目37番３号
債務者　峰野　　綾
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４７号
福岡市南区大橋３丁目14番３―704号
債務者　新宮喜代美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２号
福岡県直方市津田町８番８号
債務者　桑原飛雄馬
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県宮若市上大隈684番地19
債務者　安部田　学
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部